

第1章 策定にあたって

1 背景

平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として『データヘルス計画』の作成・公表、事業実施、評価等の取組みを求めるとともに、市区町村国保が同様の取組みを行うことを推進する」とされました。

上記を踏まえ、平成26年4月1日付で改正された厚生労働省の「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」等において、保険者等はデータヘルス計画を策定し、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業及び評価等を実施することとなりました。

同指針においては、データヘルス計画には健康診査の結果やレセプトから得られる医療情報を分析し、健康状態や健康課題を客観的な指標を用いて示すことが求められています。また、これらの分析結果を踏まえ、取組むべき課題を表し、目標を含めた事業内容の企画・実施を促しています。

これらを背景として、区では平成30年3月に「台東区国民健康保険データヘルス計画・台東区国民健康保険特定健康診査等実施計画（第3期）」を一体的に策定し、運用してきたところです。

今般、現行計画期間の終了に伴い、実施状況や現状を踏まえ、「台東区国民健康保険データヘルス計画（第2期）・台東区国民健康保険特定健康診査等実施計画（第4期）」を策定するものです。なお、今期計画においては、「健康日本21推進計画」等国・都の健康施策の方向性を踏まえ、「健康寿命の延伸」を追加し、目的を整理しました。

2 目的

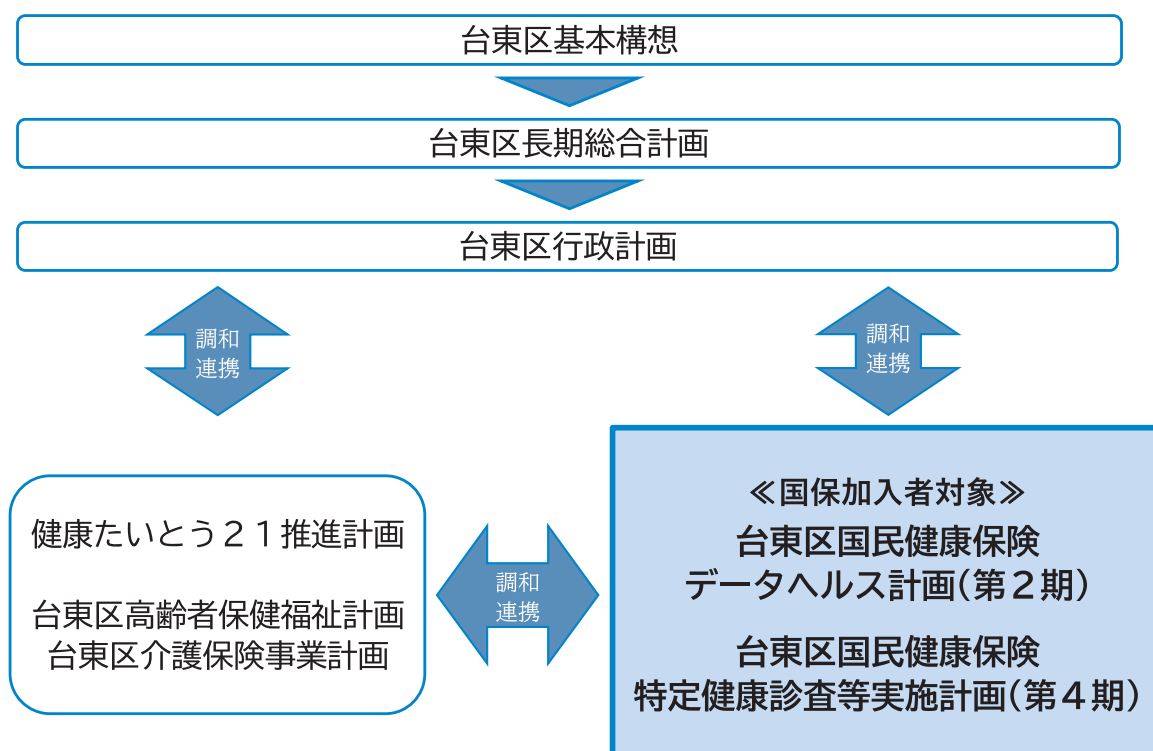
本計画は、台東区国保加入者の「健康増進」と「健康寿命の延伸」、並びに「医療費の適正化」を図るため、健康・医療情報を活用した国保加入者の特徴、健康状態や疾病の状況等の把握・分析に基づき、効果的かつ効率的な保健事業を推進することを目的としています。

3 位置付け

本計画は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」「特定健康診査等基本指針」に基づき策定します。データヘルス計画は保健事業全体の実施計画であり、特定健康診査等実施計画は、保健事業の中核をなす特定健康診査・特定保健指導の具体的な実施方法を定めるものであることから、両計画を一体で策定します。

また、台東区基本構想、台東区長期総合計画を踏まえ、台東区行政計画、健康たいとう21 推進計画、台東区高齢者保健福祉計画・台東区介護保険事業計画その他関連する計画との整合性を図ります。

～ 計画の位置付け ～



4 計画期間

令和6年度～令和11年度

5 体制

本計画は、健康部国民健康保険課が主体となって運用します。また、計画事業の実施に当たっては、関係機関として、区内医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域の関係団体のほか、国民健康保険中央会、東京都国民健康保険団体連合会、東京都後期高齢者医療広域連合と連携を図ります。

6 計画の標準化

令和5年5月に国の「国民健康保険保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き」が改正され、健康課題を効果的・効率的に解決するために、計画の作り方や評価の方法等を統一化する「標準化」を推進する方針が示されました。これにより、例えば、都道府県内で共通の評価指標を設定することで、同じ指標での経年のモニタリングや他保険者との比較が容易になること等に加え、その指標を通じて都道府県と区市町村が共通認識を持つことができ、一定の方向性で保健事業を展開できることが期待されています。

区においては、この方針を踏まえ、同年6月に策定された東京都の「データヘルス計画策定の手引き」を参考に本計画を策定いたしました。

7 SDGsの理念を踏まえた計画の推進

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、国連加盟国が2016年から2030年までの15年間で達成を目指す国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が位置付けられました。

SDGsでは、目標3「すべての人に健康と福祉を」等17の目標と169のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国は、その達成に向けて「健康・長寿の達成」等の特に注力すべき8つの優先課題を定め、具体的な施策として、「データヘルス改革の推進」等が示されています。

SDGsの目標3では、「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」ことがうたわれており、本計画においても、この目標を踏まえ、国保加入者向けの保健事業を実施していきます。

